

○屋外広告業等に係る行政処分等のQ&A

① なぜいま、この要綱を作ったのか。

平成18年7月に施行された本市の登録制度も3年が経過しようとしており、登録業者数も600者近くに上っています。

全国的にも登録制度の導入自治体が90%を超え、制度として定着したことが窺われます。

こういった状況を踏まえまして、導入目的である「不良業者の排除」「違反広告物の解消」に向けた制度本来の運用を実施していくのに適当な時期であるという判断に至り、そのために必要な事項を定めることとしました。

② 名古屋市屋外広告物条例第29条には、条例違反に対して「登録の取消し」「営業の停止命令」という処分が明記されており、あえてこの要綱を定める必要があるのか。

本要綱がないと、条例で定める行政処分ができないということはありません。

しかし、条例第29条では、違反行為について「登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」と規定されるにとどまり、具体的な行為ごとの定めはしていません。

このため、ある違反行為に対する不利益処分が必要以上に過酷になったり、処分を受ける側に不公平が生じることのないような措置が求められます。

本要綱は、その基準を定め、かつ、これを公にしておくことによって、行政の公正さを確保しようとするものです。

③ 違反行為を1回でもしたらすぐに営業停止の命令などが行われるのか。

登録制度の目的は、違反者に厳罰を与えることを目的としているわけではありません。不良業者をなくし、ひいては、違反広告物を解消することにそのねらいがあります。

したがって、本要綱では、不利益処分の前に違反を是正するための指導などを行うものとしており、違反広告物など違法状態が解消される場合は、不利益処分を猶予することができるとしています。

④ 違反広告物を設置するのは、ほとんどが無登録業者である。これらを取り締まらないのか。

言うまでもなく、無登録で営業することは、登録制度を無視する反社会的な行為であります。このため、無登録営業については、条例に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑罰規定があり、屋外広告物の設置違反よりは、相対的に重くなっております。

本要綱では、無登録業者が、設置違反を行った場合には、捜査機関に対して通報若しくは告発することとしています。

⑤ 要綱の別表第1に掲げられていない違反行為をした場合には、何の処分もないのか。

比較的軽微な違反行為は、本要綱の対象とはしていません。しかし、これらについても、違反広告物に対する行政処分がなされることはありますし、罰則等の対象になっているものについては、刑罰が科されることがあります。